

新監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和7年9月30日

新潟市監査委員

古 俣 誉 浩

同

伊 藤 秀 夫

同

細 野 弘 康

同

中 山 均

監査結果等に基づく措置

令和7年度第1期定期監査及び行政監査結果報告（令和7年7月4日新監査公表第2号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
《指摘事項》 市民病院事務局医事課では、令和6年診療報酬改定で新設された入院ベースアップ評価料の請求にあたり、令和6年5月に事前に届け出た施設基準の区分を誤っていた。その結果、同年6月分の診療報酬請求において、総額2,547,000円の過少請求となった。 同年6月、届出内容を確認した際に誤りを覚知し、速やかに届出内容を変更したものの、当月分については届出内容を遡及して変更することが認められず、適正な診療報酬での請求は7月分以降となり、結果として2,547,000円の医業収益を逸失した。 施設基準の区分を誤った原因は、対象となる数値を二重で計上したことや、対象となる費用を一部見落としたことによるものであり、それは、担当者の新制度への理解が不十分であったことに加え、算出された数値を複数の職員で確認しなかったことが要因である。 本件は不適切な事務の執行であることはいうまでもないが、とりわけ市民病院を取り巻く経営環境が厳しさを増し、内部留保資金の減少が続いている状況で、経営の基礎となる医業収益を逸失したことは、到底看過することができない。本件が及ぼした影響をあらためて認識するとともに、二度と同じことが起こらないよう確実に再発防止に取り組む必要がある。今後は、診療報酬請求事務の執行にあたって細心の注意を払い、組織として適切な事務が執行される体制を構築するよう強く求めるものである。 【有効性】	市民病院事務局 医事課	関東信越厚生局新潟事務所へ相談したところ、既に算定開始している6月分を修正することはできないが、7月以降分の届出を6月28日までにを行うよう指示があり、それに従い必要な手続きを行った。 (令和6年6月28日)	対象となる数値の二重計上を防止するため、データ抽出の設定条件の精査を行い、届出に関する積算方法及び積算データについて余裕をもって複数の目で内容確認するよう改めた。 また、対象となる費用の見落としを防止するため、積算する所属と届出を行う医事課の間で、届出に関する積算方法やスケジュールを共有し、余裕をもって算定するとともに複数の目で内容確認するよう改めた。 (令和6年7月11日～令和6年7月31日)
	【制度所管課】		